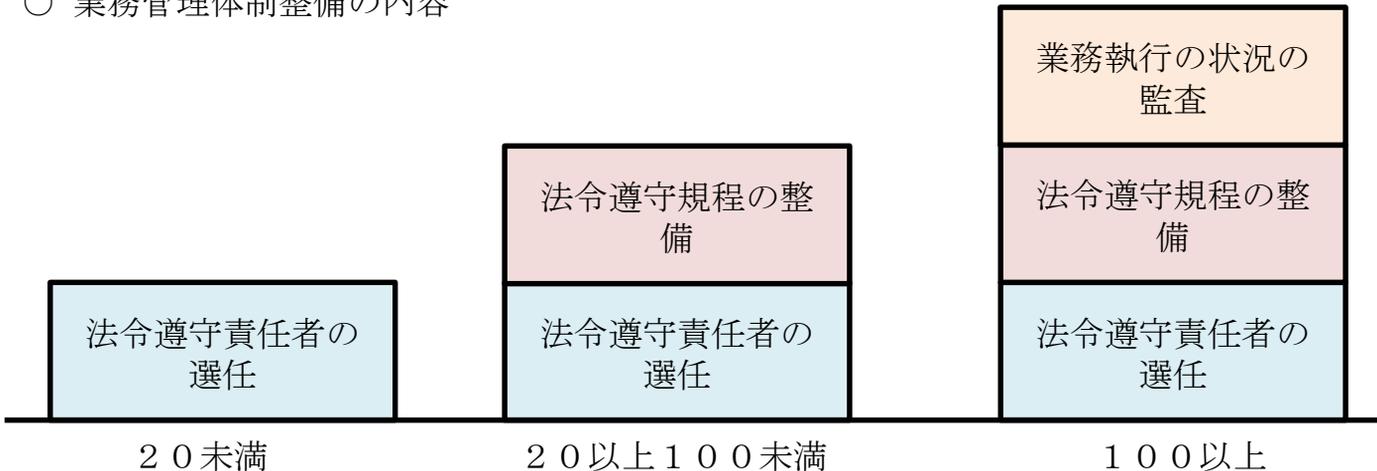


介護サービス事業者の業務管理体制について

1 業務管理体制の整備・届出

介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備・届出が義務付けられています。（平成21年5月1日～）

○ 業務管理体制整備の内容



< 指定又は許可を受けている事業所等の数（みなし事業所を除く） >

総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

「法令遵守責任者」とは、法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者です。

- ・ 介護サービス事業者（法人）で1名を選任してください。
- ・ 何らかの資格等を要するものではありません。
- ・ 法人の代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。
- ・ 事業所の管理者等、専従が要件となっている者であっても法令遵守責任者として選任することができます。

○ 届出先

届出先は各事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。

区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市にのみ所在する事業者(※)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は都道府県知事のまま）

- 業務管理体制の整備に関する届出事項は、以下のとおりです。
 なお、届け出た内容に変更があった場合は、遅滞なく変更届を提出してください。
 ※事業所等の数に変更が生じた場合であっても、整備すべき内容に変更がない場合は変更届の提出は必要ありません。

届出事項	対象事業者
①事業者の名称又は氏名 ②主たる事務所の所在地 ③代表者の氏名、生年月日、住所、職名 ④「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
⑤「法令遵守規程」の概要	事業所等の数20以上の事業者
⑥「業務執行状況の監査」の方法の概要	事業所等の数100以上の事業者

2 業務管理体制確認検査

- 平成26年度から、業務管理体制に係る確認検査（一般検査）を実施しています。

【目的】

- 事業者が運営する事業所等の数に応じた適切な業務管理体制を整備しているかどうかを確認すること
- 事業者自らが法令遵守の取組状況等について自己点検し、今後のコンプライアンス向上のための取組みを考えるきっかけにしてもらうこと

【参考】 過去の一般検査結果

- ☑届出内容に変更があったにもかかわらず、変更の届出がされていない。
Ex) 法令遵守責任者、法人代表者、法人の主たる事務所の所在地等
- ☑法令遵守責任者の役割（事業者回答）
法人の全役職員に対してコンプライアンスの周知徹底と意識の共有を図る。
法令遵守に係る問題点の抽出等、自主点検を恒常的に行う。
- ☑法令遵守責任者の業務内容（事業者回答で多かった項目）
関係法令等の情報収集及び周知、法令違反行為があった場合の事実関係の把握及び解決策の検討実施

- 令和6年度の検査対象事業者については、来年度に別途通知するので対象となった場合は、法令遵守責任者において確認表を記入の上、提出してください。

一般検査	特別検査
<ul style="list-style-type: none"> 定期的実施(概ね6年に1回) 業務管理体制の整備、運用状況を確認(原則書面検査) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に実施 事業所本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証

